

⑦ 経営開始資金



郡山市農業政策課

事業フロー（予定）



事業内容・補助額（率）

助成対象者

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、経営確立のための資金を交付する。

補助率 定額 交付期間 1月につき1人あたり13.75万円
(1年につき165万円)

交付期間 最長3年間（経営開始後3年度目分まで）

次の(1)～(4)のいずれにも該当する方

- (1) 独立・自営就農時50歳未満の者
- (2) 認定新規就農者
- (3) 令和6年4月以降に農業経営を開始した者
(申請の対象は、令和8年4月以降の農業経営とする)
- (4) 地域計画の目標地図に位置づけられることが確実な者
又は農地中間管理機構から農地を借り受けている者

要件

提出書類

- ・前年の世帯所得が600万円未満であること
- ・経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、経営発展に向けた取組を行い、新たに農業経営を開始した者と同等の経営リスクを負って経営を開始すること など

- ・令和9年度補助事業等 要望申請書（農業政策課分）

事業詳細は郡山市ウェブサイト

(上記QRコード又は以下URL)をご覧ください。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/111/6719.html>